

議第100号

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年呉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略			略		
市長	こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
市長	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
略			略		

市長	重度心身障害者 医療費支給に 関する事務で あって規則で 定めるもの	略
		外国人生活保 護関係情報で あって規則で 定めるもの
		国民健康保険 関係情報であ って規則で定 めるもの
市長	重度心身障害者 医療費支給に 関する事務で あって規則で 定めるもの	略
		外国人生活保 護関係情報で あって規則で 定めるもの
		後期高齢者医 療保険給付関 係情報であっ て規則で定め るもの

付 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険法等の一部改正による国民健康保険等の被保険者証等の廃止に伴い、
所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。